

掛金表 (3年一時払)

保険期間3年 団体割引20% 傷害総合保険:職種別A級(弁護のちからは交通傷害危険のみ補償特約セット)
 天災危険補償特約 熱中症危険補償特約 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約セット

弁護のちからあり	SP1P	SP2P	AP	CP	GP	SP3P	AGP	CGP
	52,500円	43,500円	58,500円	37,400円	18,000円	54,000円	69,000円	47,900円
弁護のちからなし	SP1	SP2	A	C	G	SP3	AG	CG
	45,000円	36,000円	51,000円	29,900円	10,500円	46,500円	61,500円	40,400円

加入依頼書の記入例(すべてカタカナでご記入ください)

加入者カードを発送しますので必ず
番地・建物名までをすべてご記入ください。

保護者の方の氏名をご記入ください。

保護者の方の携帯番号をご記入ください。

学校名をご記入ください。

学生の方の氏名をご記入ください。
「弁護のちから」加入の方は、お子さまの氏名に
続けて親権者1名の氏名をご記入ください

ご加入されるタイプの掛け金をご記入ください。

電話番号をご記入ください。

ご加入タイプをご記入ください。

学生の方の生年月日をご記入ください。

保護者の皆さまへ



弁護のちから

のご案内

より安心な学生生活を
送っていただくために!

弁護士費用総合補償特約セット傷害総合保険

※被害事故や法的トラブルに対して備えるためのプランです。
学生補償制度とあわせて是非ご加入ください。

1 弁護士費用補償

“弁護のちから”が支えるトラブル

次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

トラブルの
当事者



【対象となるトラブルの当事者】被保険者ご本人またはお子さま(※)が遭遇されたトラブルが対象となります。
 複数のお子さまを補償の対象とすることが可能です。
 (※)被保険者ご本人が親権を有する、未成年かつ未婚の子が対象となります。なお、被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。

人格権侵害(※1)(※2)

- 初年度契約は、保険開始91日から補償対象となります。
- 子どものいじめにあい、登校拒否の状態になった。
 - 昔の交際相手からストーカー行為をされている。
 - ソーシャルネットワークサービス(SNS)上でいわれもない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
 - 電車で痴漢被害を受けた。



被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- インターネット通販の会社から、本物といつわられて、偽物のブランド品を売りつけられた。



以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
- 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル

(※1) 人格権侵害に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したときは、保険金をお支払いできません。
 (※2) 人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎりです。

2 ケガの補償(交通傷害のみ)

被保険者の範囲: 被保険者ご本人

日本国内または国外において被保険者の方が、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガをされた場合等に、保険金をお支払いします。

- 交通乗用具との衝突、接触等の交通事故
- 交通乗用具に搭乗中の事故
- 駅の改札口を入ってから改札口を出るまでの間における事故

お支払いの対象となる保険金

死亡
事故の発生の日から180日以内

後遺障害
事故の発生の日から180日以内



➔ 弁護士費用補償

2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。

国内補償^(※)

① 法律相談費用保険金

弁護士へ法律相談を行うときに負担した法律相談費用を補償します。

■保険金額
(保険期間1年につき)

通算 **5万円** 限度

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する法律相談にかかった費用

自己負担額 (免責金額) **1,000円**

② 弁護士委任費用保険金

弁護士へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士委任費用を補償します。

■保険金額
(保険期間1年につき)

通算 **200万円** 限度

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する弁護士委任にかかった費用

× (100% - 自己負担割合 **10%**)

(※)日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象となります。

⚠ いずれの保険金も、弁護士への法律相談および委任契約の締結前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

お支払事例(人格権侵害に関するトラブル)

昔の交際相手にストーカー被害を受けている。自分だけで対応するのはこわいので、弁護士に間に入ってもらい交渉を行った。2回の話し合いの後、本当に嫌がっていることを相手が理解し、今後は付きまといと約束してくれたため、合意書を作成した。

法律相談にかかった費用 **1万円**

法律相談費用保険金のお支払額

1万円 - 1,000円(自己負担額) = **9,000円**

弁護士委任にかかった費用 **40万円**
着手金 15万円、報酬金 25万円

弁護士委任費用保険金のお支払額

40万円 × (100% - 10%(自己負担割合)) = **36万円**

合計 36万9,000円をお支払い

金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。



★ 相談できる弁護士が身近にいなくても安心! 「弁護士紹介サービス」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

★ 「被害事故・嫌がらせ相談窓口」

被害事故または人格権侵害への対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことのできるサービスです。警察OB等トラブル対応の専門コンサルタントが、緊急時の対応等についてアドバイスさせていただきます。「弁護のちから」の保険金請求対象の確認や弁護士委任のご相談は対象外となりますので、事故サポートセンターへのご連絡をお願いします。

(注1) 本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。

(注2) ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。

(注3) ご利用は日本国内からにかぎります。

(注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(注5) 「弁護のちから」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記事故サポートセンターまたは取扱代理店までご連絡ください。

事故サポートセンター: 【受付時間】24時間365日 0120-727-110

(注1) 保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

(注2) 弁護士費用補償における補償の重複については、P.3をご確認ください。

補償内容と保険料

(保険期間: 3年間 団体割引20% 交通傷害危険のみ補償特約セット)

補償内容 (保険金の種類)	保険金額	加入タイプ/ 保険料 (3年一時払)
弁護士費用補償	法律相談費用 (自己負担額1,000円)	Pタイプ/保険料: 7,500円
	通算 5万円 限度	
ケガの補償 ※交通傷害危険のみ	弁護士委任費用 (事故負担割合10%)	※被保険者は保護者1名を指定していただきます。
	通算 200万円 限度	
死亡・後遺障害	42万円	

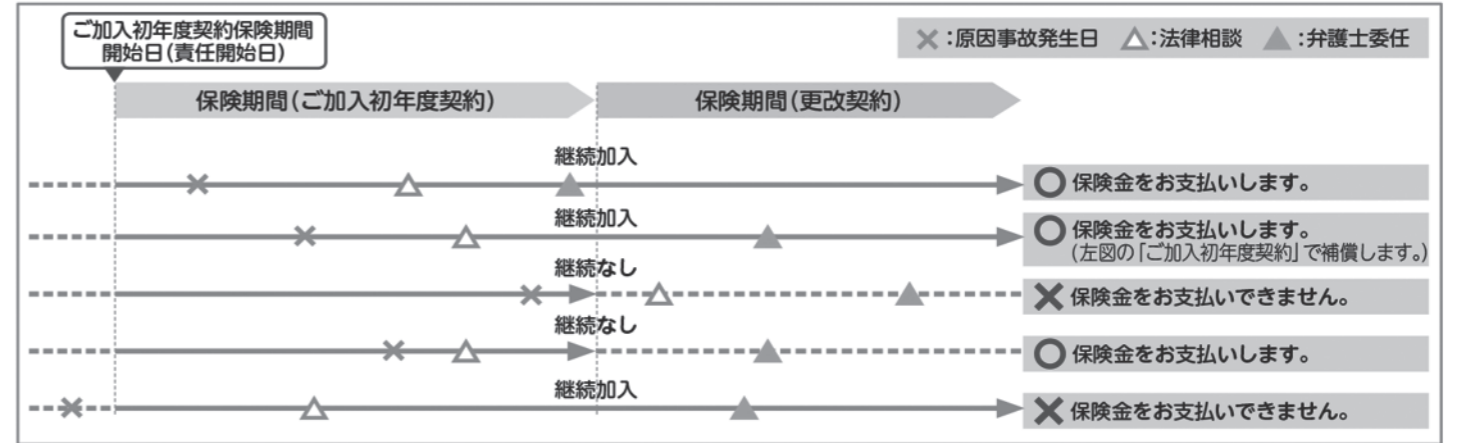
■ 弁護士費用補償においては、配偶者の方が被った法的トラブルは、補償の対象なりません。

■ ケガの補償においては、加入者ご本人のみご加入いただいた場合、配偶者の方およびお子さまのケガは補償の対象なりません。

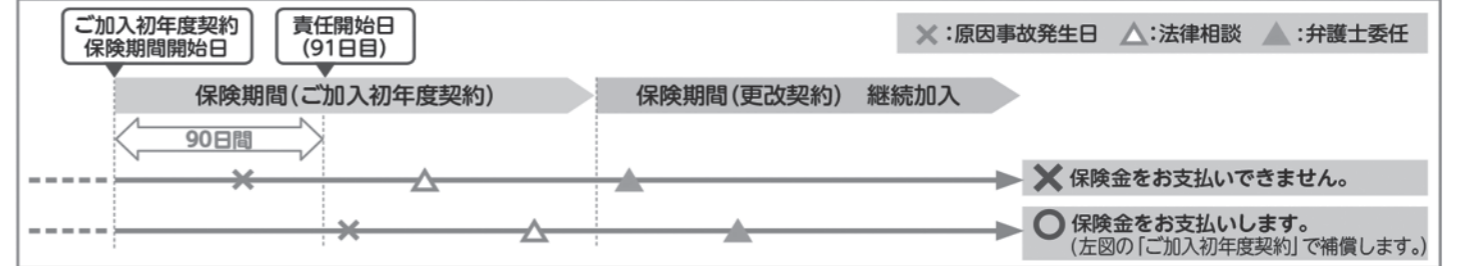
弁護士費用補償に関する保険責任について

- 保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まりませんが、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- 保険金請求権者が保険期間中に最初の法律相談または弁護士委任を行った場合に、保険金をお支払いします。
- 同一のトラブルに起因して行われた一連の法律相談または弁護士委任は、法律相談もしくは弁護士委任の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの法律相談または弁護士委任とみなし、保険金が支払われる最初の法律相談または弁護士委任が行われた時に一連の法律相談または弁護士委任が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

【「保険責任の開始」と「原因事故発生日および法律相談・弁護士委任と保険期間との関係」(イメージ図)】



「人格権侵害に関するトラブル」の場合の保険責任の開始(イメージ図)



(注) 「人格権侵害に関するトラブル」については、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過する日の翌日から保険責任が始まります(責任開始日)。したがって、責任開始日より前に原因事故が発生していたこれらのトラブルについては、保険金をお支払いできません。

よくあるご質問

Q1 別冊の「学生補償制度」とこの「弁護のちから」プランはどうして分かれているのですか?

A1 「学生補償制度」はお子さまの高校生活に関するケガと加害事故を補償するもので、被保険者をお子さまとして補償します。一方、「弁護のちから」プランは親権者の方を被保険者として被害事故の際の弁護士委任費用等を補償するものです。被保険者が異なるため、プランとしては別々の記載となっております。「弁護のちから」では、親権者の方1名を指定して、被保険者とするご契約形態ですが、被保険者ご本人だけでなく、お子さまが遭遇されたトラブルについても補償対象となります。

Q2 「学生補償制度」には示談交渉サービスがセットされているため「弁護のちから」プランは必要ないのではないですか?

A2 「示談交渉サービス」は被保険者に過失がある場合に、保険会社が被保険者に代わり、示談交渉を行うもので、被保険者に過失がある加害事故の場合に利用できるものです。一方、被保険者に過失のない被害事故の場合は、保険会社が被保険者の代わりに示談交渉を行うことが法律上できません。事故の相手方が誠実に対応しない場合などは、独自に弁護士に相談・委任をして、解決を図る必要があります。そのようなケースで、「弁護のちから」プランに加入していれば、損保ジャパンの「弁護士紹介サービス」を利用することができ、弁護士委任費用の補償も受けることができます。